

特 記 仕 様 書

- 1 案 件 名 令和8年度第4号鳥羽中継所進入路等除草業務委託
- 2 履行期間 契約日から令和 8 年10月9日（金）まで
- 3 履行場所 鳥羽市船津町 地内
鳥羽中継所への進入路(林道)周辺 （図面 別添 1）
鳥羽中継所敷地フェンス内 （図面 別添 2）
- 4 委託内容 鳥羽市船津町の鳥羽中継所への進入路及び中継所敷地内の除草を行う。
(1)除草範囲は別添の範囲図で示したとおりとする。
(2)中継所内建物及びフェンスを傷つけないように作業すること。万が一、破損等があった場合は、直ちに発注者に報告する。
(3)進入路及び中継所敷地入口は施錠されているため、あらかじめ発注者から鍵を受け取り、業務完了後、速やかに返却する。
(4)作業時間は8時30分から 17 時 00 分までの間とする。
- 5 特記事項 (1)見積金額には、業務の履行にあたり必要な全ての費用を含めること。
(2)作業日程、時間については、発注者側と協議のうえ決定すること。
(3)受注者は、以下の書類を業務完了後遅滞なく発注者に提出すること。
ア 業務完了報告書 1部
イ 写真(着手前、完成時の写真)1部
- 6 安全対策 (1)受注者は、労働安全衛生法及びその他の関係法令等に従い、十分な安全対策をとったうえで、事故の防止に努めること。
(2)受注者は、施工中に事故が発生した場合には、直ちに発注者に報告するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに提出すること。また、事故発生後の措置について発注者と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。
- 7 守秘義務等 受注者は、施工に際し知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- 8 疑 義 本仕様書等に記載のない事項及び不明な点が生じた場合は、その都度、発注者と協議することとする。
- 9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
(1)受注者は業務の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係の契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等

(以下、「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

(2)受注者が1のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく資格停止等の措置を講ずる。